

浜脇公民館地域学習推進員を

募集します！

「公民館講座」の企画と運営にチャレンジしてみませんか？

推進員会は公民館講座の企画・運営を行っている市民ボランティアの会です。子どもから高齢者までを対象に、地域の皆さまの身近な学習の場として時事、文化、健康講座、コンサートなどの多彩な講座を実施しています。



令和6年度は、折り紙教室や、ベビーマッサージ・親子リトミック、健康体操、防災講座、コンサートなど、様々な公民館講座を実施しています！
推進員会では、興味のあることや、やりたいことを、みんなで相談して、講座の企画や運営ができます。

募集要項

1 応募資格

(1) 浜脇公民館区内にお住まいの方

(松下町、屋敷町、弓場町、川西町、中浜町、堀切町、上葭原町、中葭原町、下葭原町、大浜町、神楽町、産所町、宮西町、市庭町、社家町、宮前町、荒戎町、川東町、川添町、建石町、前浜町、泉町、西波止町、和上町、六湛寺町、今在家町、田中町、馬場町、戸田町、本町、久保町、鞍掛町、浜脇町、浜町)

(2) 満18歳以上であること。

2 公募人数 若干名

3 選考方法 浜脇公民館運営協議会が書類及び面談により選考します。

4 任期 令和7年4月1日～令和9年3月31日（再任可能、最大6年）

5 募集方法・期間

* 応募期間 令和6年8月1日(木)～令和6年11月29日(金)【必着】

* 浜脇公民館に電話、または来館していただき、推進員会活動の説明を受けてください。応募される方は申込書を受け取り、浜脇公民館の窓口提出または郵送してください。

6 結果発表 後日、応募者本人宛に文書で通知します。

7 募集・選考 浜脇公民館運営協議会



※ 問合せおよび提出先 浜脇公民館

〒662-0021 西宮市浜脇町5-14 電話 0798-26-0656（平日、午前9時～午後4時45分）

裏面もご覧ください！

推進員の主な活動内容

- (1) 講座の企画・運営 ☆年間 15 講座以上
(○講師の選定 ○会場の予約 ○広報 ○会場の設営・片付け ○講座当日の司会等・・・)
- (2) 月 1 回の定例会への出席 (令和 6 年度は、毎月第 2 金曜日 13 時 30 分から定例会開催)
- (3) 研修会 (チラシ作りを学ぶ研修会や他の公民館の推進員との意見交換会) への参加 (年 2～3 回)
- (4) 地域団体の代表者などから構成される、公民館運営協議会との懇談 (年 1 回)

講座の企画・運営の流れ

推進員会定例会で協議し、どんな講座を実施するか・どの講師に依頼するか決定。
担当推進員より講師に連絡し、講師の依頼と日程調整を行い、会場の予約をする。



チラシや公民館だより等で広報を行う。



講座当日は推進員で会場の準備・講師対応・終了後の片付けを行う。
講師へお礼状を送る。定例会で講座当日についての報告を行い、情報共有する。

もっと詳しく！推進員について

- Q. どんな人たちが浜脇公民館の推進員として活動していますか？
- A. 浜脇公民館区内にお住まいの方で、地域団体から推薦を受けた方が推進員として活動しています。 令和 6 年 7 月現在で、計 7 名の推進員がご活躍されています。
- Q. 講座の企画・運営はどのように進めているのでしょうか？
- A. 月 1 回の定例会で講座の内容や準備などについて協議しながら進めています。
- Q. 現在仕事をしているのですが、推進員として活動することは可能でしょうか？
- A. 定例会の日程は全員が集まれる日を最初に調整しますし、講座の開催日や準備の日程などについては融通が利く面もありますので、興味のある方は一度ご相談ください。
ただし、定例会及び講座の多くは平日に開催されるため、平日の日中に動ける時間が全く取れない方の活動は難しいかと思えます。
- Q. 任期について詳しく教えてください (再任のことなど)。
- A. 推進員の任期は 1 期につき 2 年となっており、最長 3 期 (6 年間) 続けて活動していただくことができます。
- Q. 講座に必要な経費 (チラシ印刷費 他) は誰が負担するのでしょうか？
- A. チラシの印刷費、講師への謝金等必要な経費はすべて西宮市よりお支払いします。
なお、講座企画等活動に伴う費用として、推進員には活動費をお支払いしております。
(令和 5 年度実績：推進員 1 名につき、ひと月あたり 5,000 円)

